

白子町委託型地域おこし協力隊受入事業者募集要項

地域おこし協力隊制度を活用し、地域課題の解決や持続可能なまちづくりを推進するため、委託型地域おこし協力隊（以下、協力隊という。）を受け入れ、町と協働して地域活性化等に取り組む事業者（以下、受入事業者という。）を募集します。

1. 受入事業者の要件

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とします。

- ①地域おこし協力隊制度の趣旨を理解し、協力隊と共に地域の活性化に取り組む意欲があり、地域への貢献性・公益性が高い活動を行っている事業者。
- ②協力隊を事業者の既存事業の補充人材としてではなく、新たな取り組みにチャレンジするために必要な人材として受け入れること。
- ③協力隊の受入体制が整っており、任期中及び任期終了後のサポートができること。
- ④町との連携協力体制を構築できること。
- ⑤町内に主たる事業所等を置く事業者で、町税等を滞納していないこと。
- ⑥役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- ⑧政治活動事業者及び宗教事業者ではないこと。
- ⑨公序良俗に反する事業を行っている事業者でないこと。

2. 協力隊の待遇（雇用・募集・受入期間）

- ①協力隊として、町と委託契約を締結します。
（町との雇用関係はありません。）
- ②協力隊の募集については、受入事業者が希望する人材を町が募集します。
- ③協力隊の任期は、委嘱の日から1年間ですが、最長3年間まで延長できます。

3. 協力隊の活動

- ① 協力隊は、受入事業者の活動拠点・活動地域を勤務地として活動します。
- ② 協力隊は、受入事業者の勤務形態に基づいて活動します。
※原則として、白子町委託型地域おこし協力隊設置要綱、業務委託契約書及び仕様書に基づく活動とします。

4. 協力隊の活動に要する経費

年額 5 2 0 万円（人件費・活動経費）を上限として町が負担します。
（町が委託料として協力隊に支払います。）

5. 協力隊への活動支援

町は受入事業者と連携して、協力隊の活動をサポートします。

- ① 協力隊と定期的な打ち合わせによる活動状況の把握や助言
- ② 協力隊が協働で取り組む活動の促進
- ③ 町民と協力隊との交流の促進
- ④ 協力隊のスキルアップのための研修機会の提供
- ⑤ 協力隊の生活に関する事や、任期終了後の定住に向けた支援

6. 受入事業者への支援

町は受入事業者と協力隊との良好なパートナー関係の構築を支援するとともに、活動内容などを把握し、両者の取組が円滑に行えるようサポートします。

7. 応募方法

① 募集期間

随時受付

② 提出書類

- ア 委託型地域おこし協力隊受入事業者申込書
- イ 受入事業者応募要件にかかる宣誓書
- ウ 活動内容等企画書
- エ 定款、規約、会則又はこれに準ずるもの
- オ その他参考資料

（受入希望事業者が行っている活動内容が分かるもの）

③ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

（持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く 9 時～17 時）

④提出先・問い合わせ

白子町企画財政課 企画政策係

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2

電話：0475-33-2180

E-mail:kikaku@town.shirako.lg.jp

※注意事項

- ・提出書類は返却しません。また、提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者側の負担とします。
- ・提出書類の内容について、電話などにより確認させていただくことがあります。

8. 活動内容などの審査・受入事業者の選定

①応募事業所に対するヒアリング

提出書類による内容確認後、ヒアリングを実施し、審査・評価を行い、受入事業者を選定します。

（ヒアリングの日時・場所等については別途お知らせします。）

②審査基準

以下の審査基準に基づき企画財政課にて審査を行います。

- ア 受入事業者の要件を満たしているか。
- イ 協力隊を受け入れる体制を整備できるか。
- ウ 課題解決や地域活性化に貢献する事業と認められるか。
- エ 既存事業の補充人材としてではなく、新たな取組にチャレンジするために必要な人材として受け入れるものであるか。
- オ 協力隊と共に取り組むことにより、地域の活性化に大きな成果が期待できるか。
- カ 協力隊の活動期間終了時まで成果が上げられる取り組みであるか。（実現可能性・収益性）

③審査結果の通知

審査終了後、書面にて結果を通知します。

9 活動内容などの見直し

地域の活性化への効果をより高めるため、受入事業者の活動内容などを必要に応じて見直していただくことがあります。

10 協力隊の募集

協力隊の募集は、受入事業者での活動内容などに基づき、希望する人材を町が募集します。協力隊の採用試験（面接）時には、受入事業者の責任者にも面接官として審査に加わっていただきます。